

【トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組みについて】

【目次】

1. 取引条件改善に関する取組
 - 1) 標準約款改正に伴う手続き状況
 - 2) 標準引越運送約款の改正
2. トラック輸送に係る働き方改革の推進
 - 1) 関係省庁連絡会議
 - 2) 生産性向上

1.1)標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う手続き件数

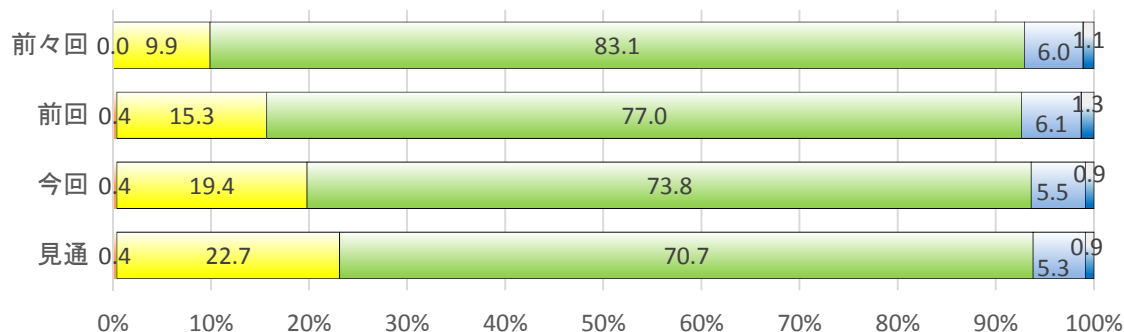
H30.2.16現在

県別	管内事業者数 (一般・特積み) (平成27年度末現在)	管内事業者数 (貨物軽) (平成27年度末現在)	一般貨物料金 届出件数	約款認可 申請件数	貨物軽料金 届出件数	貨物軽約款 変更届出件数	手続き率 (一般・特積み)	手続き率 (貨物軽)
福岡	2,150者	5,867者	293件	406件	21件	0件	32.5%	0.4%
佐賀	447者	827者	104件	56件	3件	0件	35.8%	0.4%
長崎	503者	1,894者	355件	13件	41件	0件	73.2%	2.2%
熊本	794者	2,075者	490件	2件	6件	2件	62.0%	0.4%
大分	515者	1,097者	159件	82件	2件	0件	46.8%	0.2%
宮崎	456者	1,241者	140件	105件	2件	0件	53.7%	0.2%
鹿児島	1,009者	2,191者	696件	92件	2件	0件	78.1%	0.1%
九州合計	5,874者	15,192者	2,237件	756件	77件	2件	51.0%	0.5%
全国合計	57,008者	154,842者	20,742件	7,476件	625件	122件	49.5%	0.5%

※管内事業者数は、当該各県に本社を有する事業者数。

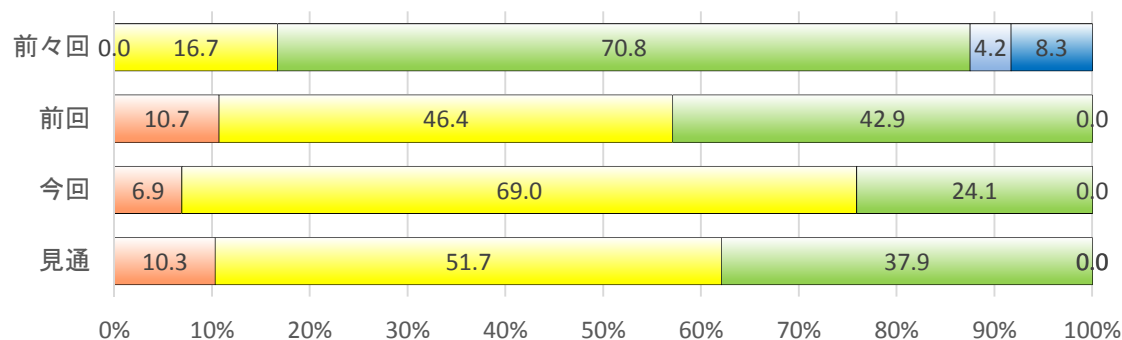
※全国合計も H30.2.2現在

一般貨物



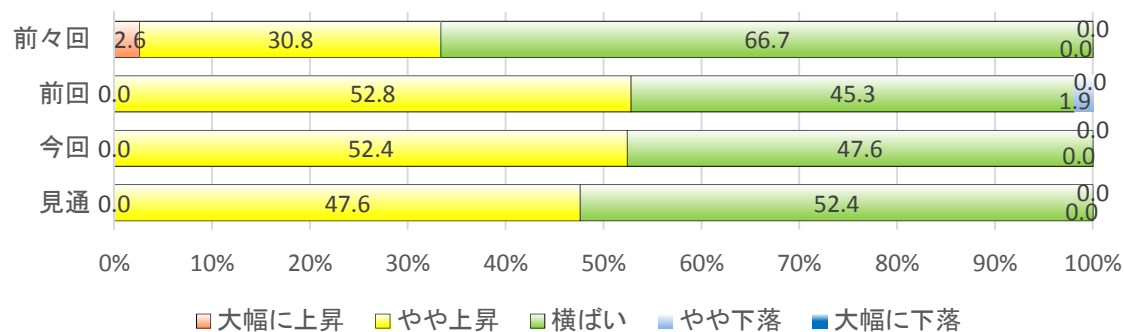
・「やや上昇」が順調に増えており、見通しも水準が上がっている。

宅配貨物



・前回より「大幅に上昇」との回答が見られ、「やや上昇」も大幅に増加。

宅配以外の特積み貨物



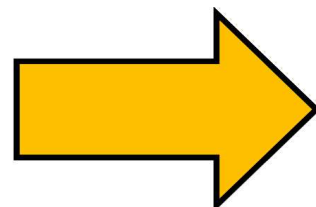
・前回、「やや上昇」が大幅に増え、その水準を維持している

1. 2)標準運送約款の改正概要①

1. 標準引越運送約款の適用範囲が拡大されます。

改正前

車両を貸切って行う引越
(イメージ①)



改正後

車両を貸切って行う引越(イメージ①)
+
**1台で複数の引越を行う場合の
引越運送(イメージ②)**

<イメージ①:貸切引越のイメージ>



<イメージ②:積合せ運送による引越のイメージ>



改正における留意点

○ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、引越運送約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合は適用されません。

<単身者向け引越に使用されるロールボックスパレット等のイメージ>

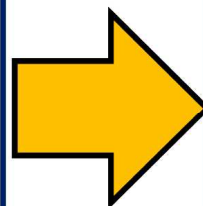


2. 見積書記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わります。

①見積書の内容の確認日について

改正前

見積書に記載した荷物の受取日の
二日前までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認



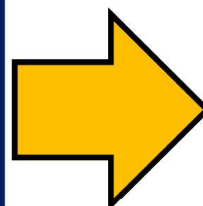
改正後

見積書に記載した荷物の受取日の
三日前までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認

②解約・延期手数料について

改正前

- 引越当日の解約・延期
→運賃の20%以内
- 引越前日の解約・延期
→運賃の10%以内
- 引越前々日の解約・延期
→無し



改正後

- 引越当日の解約・延期
→運賃及び料金の50%以内
- 引越前日の解約・延期
→運賃及び料金の30%以内
- 引越前々日の解約・延期
→運賃及び料金の20%以内

開催趣旨

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を開催する。

検討の視点

1. 労働生産性の向上

- ・短い時間で効率的に運ぶ
- ・たくさん運んで、しっかり稼ぐ
- ・運転以外の業務も効率化 等

2. 多様な人材の確保・育成

- ・力仕事・泊まり勤務等からの解放
- ・誰でも働きやすい職場づくり
- ・免許を取る人を増やす 等

3. 取引環境の適正化

- ・荷主・元請の協力の確保
- ・運賃・料金の適正收受 等

構成

議長 長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣
副議長 長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

スケジュール

平成29年6月29日 第1回 現状と課題、今後の進め方 等
8月28日 第2回 当面の対応方針として「直ちに
取り組む施策」を取りまとめ

平成30年2月20日 第3回 取組の進捗状況、行動計画の策定方針

※平成30年春頃までに「行動計画」を策定

トラック・バス・タクシーの働き方改革 「直ちに取り組む施策」 ～長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセル～

「☆」を付した施策は「働き方改革実行計画」(平成29年3月)策定以降の
新規施策
「※」を付した施策は強化施策

～クルマの仕事の生産性&職の魅力を高める63施策～

自動車運送事業は、長時間労働の状況にある一方、荷待ち時間、宅配の再配達等に大きな効率化余地が存在。

このため、**以下の取組を政府を挙げて強力に推進。**

I. 長時間労働是正のための環境整備

① 労働生産性の向上

- ◎短い時間で効率的に運ぶ一様なムダの解消ー
【警、農、国、環】
「荷待ち時間」削減：トラックの予約調整システムの導入促進☆
「荷役時間」削減：パレット化等による機械荷役への転換促進☆
「宅配の再配達」削減：オープン型宅配ボックスの導入促進 ※
「走行時間」削減：高速道路の有効活用

- ◎たくさん運んで、しっかり稼ぐ【経、国、環】
ダブル連結トラックの導入促進☆
配車アプリ・スマートメーターによるタクシーの効率配車と新サービス☆
トラック・バス・タクシー事業の「かけもち」制度化☆

- ◎運転以外の業務も効率化【厚、国】
ICTを活用した運行管理の効率化☆

② 多様な人材の確保・育成

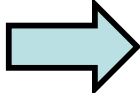
- ◎力仕事・泊まり勤務等からの解放【経、国、環】
荷役の機械化支援☆、トラック・高速バスの中継輸送☆、
SA・PAの大型車駐車マス不足対策
- ◎誰でも働きやすい職場づくり【厚、国】
女性が働きやすい職場環境の整備
- ◎免許を取る人を増やす【警、厚】
第二種免許の受験資格の見直しの検討☆、免許取得支援制度の利用促進

③ 取引環境の適正化

- ◎荷主・元請の協力の確保【厚、農、経、国】
荷主勧告制度の運用見直し☆、不適切な取引条件の改善に向けた取組
- ◎運賃・料金の適正收受【国】
荷役等の運送以外の役務の対価の收受対策☆
貸切バス運賃・料金の下限割れ防止対策

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

- ◎働き方改革の実現に向けた
アクションプランの策定の要請 ☆【国】
事業者団体に対し、策定・実施を要請
- ◎ホワイト経営の「見える化」・優遇 ☆【国】
ホワイト経営に取り組む企業が取引先や
求職者に「見える」仕組みや優遇策を検討
- ◎行政処分の強化 ☆【国】
過労防止関連違反等に係る
行政処分の処分量定の引上げ



- 平成30年度予算概算要求に反映するとともに、制度・運用の見直しの検討を加速
- 今後、さらに検討を進め、平成30年春頃を目途に「行動計画」を策定・公表

「直ちにに取り組む施策」の主な進捗状況

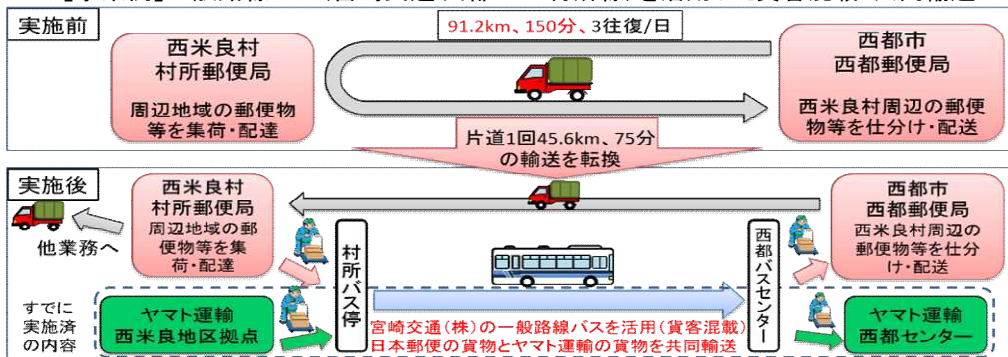
1. 労働生産性の向上

2/23 物流総合効率化法の枠組みを活用した物流の効率化等

H30 40百万円（継続）

- 物流総合効率化法により、2以上の者の連携により物流の省力化・効率化を図り、環境負荷低減にもつながる優良な取組（路線バスによる貨客混載・共同配送 等）を認定(71件)

【事業例】一般路線バス(宮崎交通 西都BC～村所線)を活用した貨客混載・共同輸送



6/34 トラック事業における働き方改革の推進に向けた取組

H30 101百万円（継続）

- 事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上を推進するため、物流コンサルタント等の有識者によるコンサルティングを活用し、実証実験を実施。実験の成果を活かして、将来の自律的な取組みの普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。



パレット フォークリフト

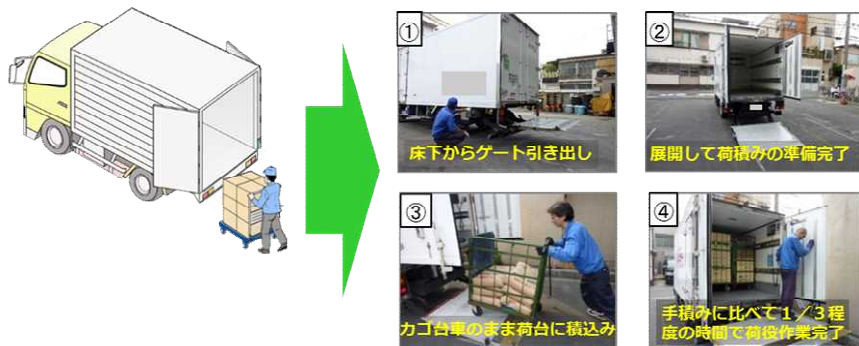
6 トラック運送業の働き方改革推進事業

H29補正 200百万円

- 労働生産性の向上・多様な人材の確保に資する機器（テールゲートリフター）の導入補助を実施。

手荷役の場合

テールゲートリフターを活用する場合



11 高速道路料金の割引拡充

H29補正 10,700百万円

- 自動車運送事業者の労働生産性の向上や働き方改善を図るため、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対し、大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長（平成31年3月末まで）等を実施。

[最大割引率]

基本	40%
+	
ETC2.0を利用する自動車運送事業者を対象	10%

「直ちにに取り組む施策」の主な進捗状況

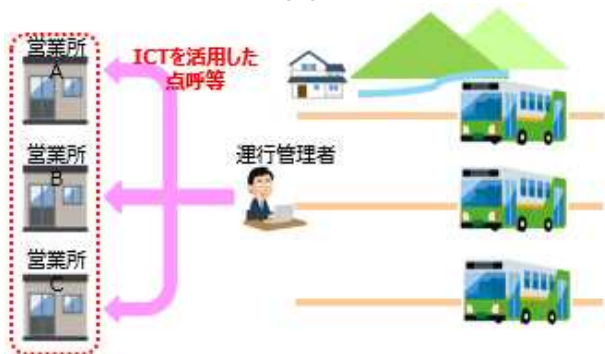
国土交通省

1. 労働生産性の向上

30 運行管理の高度化・効率化に向けた検討

H30 11百万円
の内数（新規）

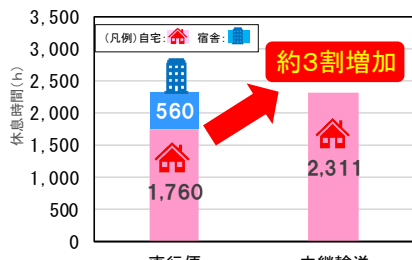
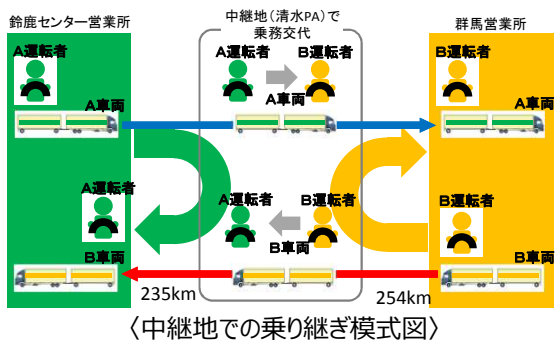
○バスの運行管理の高度化・効率化を図るため、平成30年度にバスの過疎地等における集約合理化及び長距離運行等における一体型管理の実証実験を実施。



36 高速道路のSA・PAを活用した中継輸送の運用の検討

H30 1,667,694百万円の内数
(継続)

○平成28年11月より中継輸送の実験を実施中。
○実験の検証結果を踏まえ、運用の検討を行う。



出典：日本梱包運輸倉庫(株)乗務記録表(H29.1月～6月データ)
(中継輸送による自宅休息時間の増加)

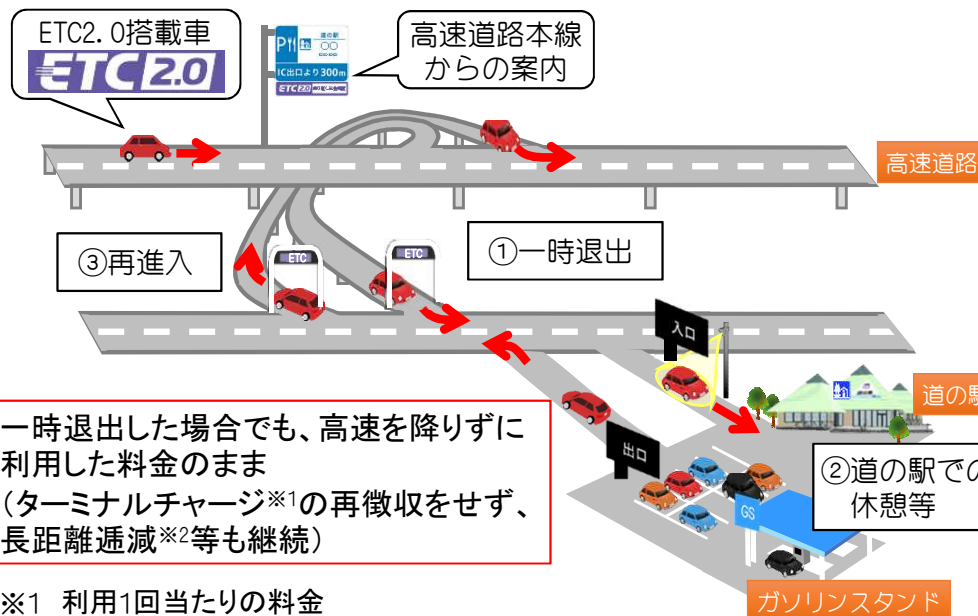
2. 多様な人材の確保・育成

39 SA・PA・道の駅における駐車スペースの活用

H30 1,667,694百万円
の内数（継続）

○休憩施設における大型車駐車マス不足に対し、マス数を増やすことに加え、以下により対応
①長時間駐車抑制 ②駐車箇所利用平準化
③高速道路の路外の施設の活用や予約システムの導入

○ETC2.0搭載車を対象として、高速道路外の休憩施設等への一時退出を可能とする実験を、全国20箇所で行う



一時退出した場合でも、高速を降りずに利用した料金のまま
(ターミナルチャージ※1の再徴収をせず、長距離通減※2等も継続)

※1 利用1回当たりの料金

※2 一定距離以上を連続して利用した場合の料金割引措置

<一時退出のイメージ>

「直ちに取り組む施策」の主な進捗状況

1. 労働生産性の向上

4 農産品物流のパレット化の検討の場の設置

- 昨年10月、農産品物流対策関係省庁連絡会議に、パレット部会を設置。
- 本年度中に、農産物等の一貫パレチゼーション推進に向けた管理ルールや規格統一等について、とりまとめを行い、民間の取組を促進。

農産品物流対策 関係省庁連絡会議

〔農林水産省、経済産業省、国土交通省
の関係部局長等で構成〕

平成29年10月、パレット部会を設置

とりまとめの方向

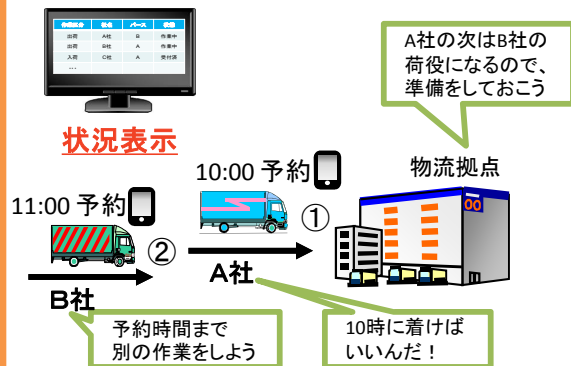
- 管理ルール
RFIDを活用した個体管理を行い、紛失等を防止
- 規格統一等
使用するパレットを1種類に統一

5 農林水産物・食品の物流のパレット化等の促進

H29補正 203百万円の内数
H30 335百万円の内数（新規）

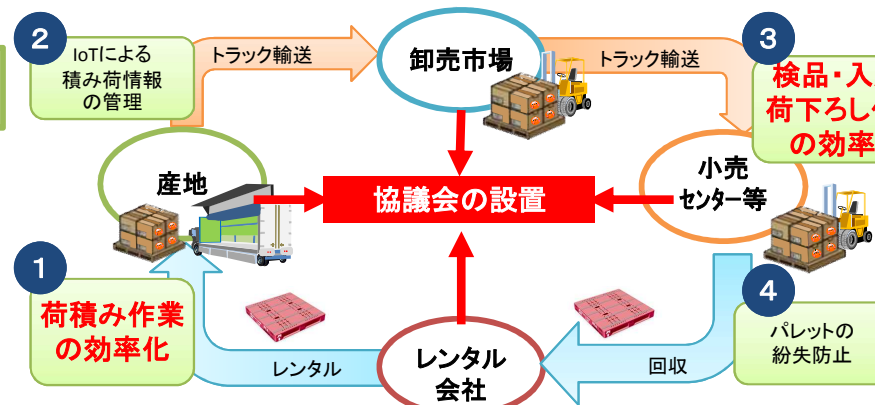
- トラック輸送等への負荷を軽減し、物流の効率化・高度化を図るため、ICTを活用した荷待ち時間の削減等の取組を緊急的に支援するほか、パレットを活用した荷役作業の効率化や物流システムの高度化等の実証を支援。

ICTを活用した荷待ち時間の削減 (H29補正)



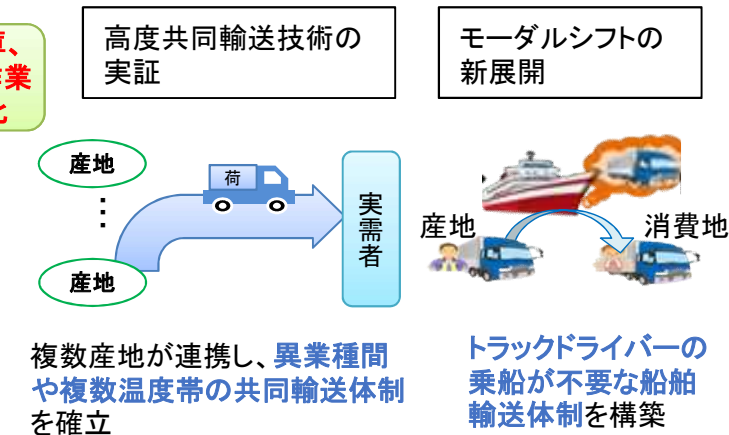
待ち時間が減り、効率化

パレットを活用した荷役作業の効率化 (H30予算)



取組を全国展開することにより、流通を合理化・効率化

物流システムの高度化 (H30予算)



行動計画の策定方針について

- 平成30年4月から自動車運送事業者に対する罰則付きの時間外労働の上限規制の導入までの間を対象とする「自動車運送事業の働き方改革に関する行動計画」（仮称）を、本年春頃に本関係省庁連絡会議において策定・公表する。
- 上記行動計画の策定に当たっては、以下の方針に基づき、施策の検討を行うこととする。

1. 基本的な考え方

- ・「直ちにに取り組む施策」に記載の施策のさらなる具体化・深掘り・前倒しを図る。
- ・関係者からの要望も踏まえつつ、関係省庁が連携し、新たな施策を形成する。
- ・策定の翌年度から毎年度フォローアップを行い、行動計画を見直す。
これにより、取組を継続的に充実・強化し、実効性を確保する。

2. 重点検討項目

- ① 発・着荷主や元請物流事業者等の協力の確保
（例）トラック運転者の労働条件の改善に協力する「ホワイト荷主」を増やすための方策 等
- ② 長時間労働の是正のための輸送分野別の取組の強化
（例）荷待ち時間が長い品目等での運転者の長時間労働の是正のための方策 等

2.2)生産性向上等の取組みについて

生産性向上セミナー等の開催

(1)開催の趣旨

・物流の生産性向上を図るため、本年度は九州各県で、トラック協会との共催による、生産性向上セミナー等を開催。

(右欄参照)

・特に、経産局、農政局とも連携を図ったことにより、多数の個別の荷主企業も参画。

(2)実施内容

・働き方改革の進展を目指し、トラック運送事業者や荷主企業による生産性向上及び取引条件の改善事例の共有。
・さらに、中継輸送の普及等に向けて、マニュアル等の情報提供。

開催状況

(生産性向上セミナー等各県トラック協会と共催)

福岡	9月20日、10月16日	佐賀	11月28日
長崎	10月19日	熊本	11月16日、1月17日
大分	6月23日、1月19日	宮崎	1月30日
鹿児島	11月17日、1月30日		

<参加人数> 総数983名 (内荷主等157名)

発表された働き方改善例 (熊本県)

・海上コンテナ等の荷下ろしの際、荷主企業の作業要員を増員し、荷下ろし時間が3時間短縮され、ドライバーの手待ち時間が大幅に短縮。
・荷主企業においても、長時間滞留の解消や出荷時間の管理改善などの効果が得られた。



発表された取引環境改善例 (宮崎県)

荷主となるJA宮崎経済連と全13の単位農協との協議・連携により、青果物の配送を「出荷前日の出荷データ確定」と「出荷時間の前倒し(午後5時→正午)」する体制に変更。これにより、ドライバーのストレス軽減、労働環境改善が図られた。また、フェリー乗船のリードタイム確保や県外フェリーが利用可能となり、フェリー活用の信頼性確保や利用促進につながった。

1. パレット化について

課題等の意見

- ・農産品における回収の仕組みが未確立
- ・発着荷主の回収に対する認識が不一致
- ・回収費のコスト発生
- ・規格が未統一
- ・導入の際、荷主と事業者のいずれが負担をするか
- ・積載率低下による荷主又は事業者の負担増加
- ・積載量を増やすと、手荷役のままでは荷役時間がより長くなるため、トラックの大型化には、あわせてパレット化が必須

取組や解決策等の意見

回収の課題については、レンタルパレットの導入により一定の改善は見込まれる。また、帰り荷がないことが前提となるが、定期的に帰り荷としてパレットを輸送する取組を行っている事業者もあった。さらに、荷役時間を短縮することにより、パレットの回収費以上の人件費のローコスト化の実現が可能となるのではないか。

規格の統一については、飲料関係でメーカー側の協力の下、統一化が図られたている。また、中央では農水省が主体となり、パレット部会で回収のルール化や規格の統一化に向けた検討が進められているところ。

コスト負担については、荷主と事業者の間でプール化・デポジット化を検討・構築することで、双方による回収課題等への意識の共有化を図ることも出来る。また、時間はかかったものの、荷主と何度も交渉を重ねパレット化を実現した事業者も存在する。

2. 拘束時間について

課題等の意見

- ・交通事情等の輸送環境による、長時間化の発生
- ・法令遵守の意識が低い事業者の請け負い
- ・荷主の理解・浸透が足りない

取組や解決策等の意見

経営陣自らがドライバーの労働時間を把握し、休息时间等を指示、遵守させることで時間外労働を削減できる。また、配送ルートを見直すことより、走行距離の短縮化に成功し、運転時間の削減とあわせて燃料の使用量も削減した事業者も存在する。

各種セミナーを活用し、労働時間短縮に向けた取組等について、現状等も踏まえ幅広く荷主に理解を求めることが必要。

3. 共同配送・中継輸送について

課題等の意見

- ・都心部で他社の営業所が減少し、配送委託が困難となりつつある
- ・他社と輸送の条件に合致する事業者がない

取組や解決策等の意見

荷主企業と輸送形態等についての協議検討を重ね、荷主の理解を得ながら共同配送を実現させた事業者が存在する。

関西地区に自社の中継ベースを設置し、自社又はグループ内での中継輸送により拘束時間を短縮した事業者や長距離輸送の一部に県内の中継地点を設け、近距離輸送の担当ドライバーと中継することにより、長距離ドライバーの一人当たり走行時間を短縮した事業者もある。

優良認定制度及び認定マークを広く認識してもらうことにより、優良認定を受けている事業者（事業所）及び認定マークを表示したバスやトラックの運転者に対して、優良認定を受けていることの自覚と責任感を促す効果を目的に周知活動を実施。

1. 地元マスコミへの周知・PR活動
2. 高速道路のSA・PAや道の駅等におけるポスター掲示

安全・安心な
Gマークの
安全性優良事業所を
ご利用下さい

安全認定
有効期限 2020年末
安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

「安全性優良事業所」認定のGマークは、厳正な審査により高評価を得た事業者のみと考えられる「安全性」の証です。Gの由来は Good [よい]、Glory [榮栄] の頭文字 G を取ったものです。

国土交通省 JTA 全日本トラック協会

引越の下見・見積り・作業

あたりまえを、きちんと。

「引越安心マーク」は、下見・見積り・作業など引越のルールを守る事業者であることのしるし。引越事業者選びで悩んだら、このマークが目印です。

引越安心マーク

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

安全の証し、
「Gマーク」
事故防止の状況や安全性向上の取組などを評価し認定された「安全性」に優れた事業者の証です。

安全認定
有効期限 2020年末
安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

知ってますか?
安全と安心
2つのマーク

たくさんのトラックが貼ってるよ

引越は「引越安心マーク」の事業者で
引越事業者選びで悩んだら、このマークが目印です。

引越安心マーク
2020年12月31日まで有効
国土交通省 JTA 全日本トラック協会

国土交通省 JTA 全日本トラック協会